

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 広島県広島市西区南観音六丁目12番21号
 氏名 株式会社 環境開発公社
 代表取締役 栗本 貴志

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎英彦



許可の年月日 令和5年3月22日
 許可の有効年月日 令和12年3月21日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管を含む。）

産業廃棄物の種類

【積替え・保管を含む。】

鉱さい（水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

【積替え・保管を含まない。】

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、がれき類及びばいじん（これらのうち廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装及び石綿含有産業廃棄物を含み、廃プラウン管、自動車等破碎物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

広島県安芸高田市吉田町下入江字横路1184 84.2m² 鉱さい 104m³ 1.5m

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年4月17日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 有

市名 広島市

許可番号 第07310007362号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。